

第16号議案

教育フォーラム2017の後援名義使用承認について

上記の議案を提出する。

平成29年4月11日

提出者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

別記様式第1号 (第6条関係)

<p>文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書</p>	
<p>2017年3月27日</p>	
<p>文京区教育委員会 殿</p>	
<p>申請者 (申請団体) <span style="float: right;">特定非営利活動法人 日本教育再興連盟</span></p>	
<p>住所 (所在地) 〒191-0052 東京都千代田区神田小川町1丁目3-22 タイムビル3-A号室</p>	
<p>代表者名 (ふりがな) <span style="float: right;">かけやまひでお 陰山英男</span></p>	
<p>代表者連絡先 (事務担当者) <span style="float: right;">事務担当代表者氏名：村上理人 メールアドレス：ma71.sa31a.murakami@gmail.com</span></p>	
<p>下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・<u>後援名義</u>を使用し、申請します。</p>	
<p>記</p>	
事業名	教育フォーラム2017
実施期間	2017年 5月 21日 (日) から 2017年 5月 21日 (日) まで (1日間)
実施場所	東京大学本郷キャンパス 法文1号館25番教室
<p>事業内容</p>	<p>目的※ 文部科学省は2020年から「大学入試改革」をおこなうことを決定した。そして現在の幼・小・中学生はきたるこの改革の当事者対象者となる世代である。本フォーラムでは陰山英男氏をはじめとする教育専門家4名と共に、大学入試改革が家庭・現場に与える影響とその対応策について議論をする。 本フォーラムの目的は、子育て中の親や、現場の教員、また今後社会に出て行く学生たちがいかに改革と向き合ったら良いのかを考えるきっかけを提供することである。</p>
	<p>内容 フォーラムの前半は大学入試改革の概要や実施決定に至る背景について登壇者に話していただく。これにより大学入試改革の基礎知識を来場者に知ってもらおう。フォーラム後半では家庭や教育現場が大学入試改革に対してとりうる対応策について、学生を交えつつパネルディスカッション形式で議論する。フォーラム終了後には来場者が登壇者へ直接質問を投げかける時間を設ける。本フォーラムでは登壇者と双方向の交流をおこなうことで、来場者各々が考えたことを深め、また具体的な行動に移すきっかけになることを目指す。</p>
	<p>対象者 保護者・教員・大学生・中高生 (参加予定人員 700人)</p>
	<p>参加費 無料</p>
<p>他団体の共催・後援等 (申請中、承認済の別)</p>	<p>・文部科学省(後援) ・東京都教育委員会(後援) ※過去3年以上 上記2機関の後援をいただいております。</p>
備考	
<p>申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <u>同意する</u> ・ 同意しない</p>	

※「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

事業予算書

事業名 五月祭教育フォーラム2017

団体名 NPO法人 日本教育再興連盟

収 入		支 出	
	単位：円		単位：円
東京大学による支援金	¥10,000	会議費	¥15,000
弊団体からの支給金	¥185,000	印刷費	¥70,000
		消耗品費	¥1,500
		交通費	¥5,000
		機材賃貸費	¥70,000
		企画費	¥4,000
		賃貸費	¥30,000
計	¥195,000	計	¥195,500

2017年3月20日

(備考)

## 東京大学五月祭「教育フォーラム 2017」実施要項

NPO 法人日本教育再興連盟 学生事務局

東京大学理科二類一年 毎田 優

企画概要 (以下、敬称略)

企画名：教育フォーラム 2017

主催：NPO 法人日本教育再興連盟

運営：NPO 法人日本教育再興連盟 学生事務局

日時：2017年5月21日(日) 午後13時30分～16時30分

開催場所：東京大学本郷キャンパス法文1号館25番教室 (席数700席)

参加費：無料

出演者：鈴木寛、陰山英男、石川一郎、山内太地、毎田優(学生代表)

予定観客動員数：600名

観客の対象：観客の対象：主な対象は、大学生、教育に関心のある人ですが、対象を絞るようなことは特に行っておりません。

企画目的：

少子高齢化、低い労働生産性、グローバル化、そして人工知能 (AI) の急速な発達。これらの社会的情勢の変化に対応するため2020年に大学入試は大きく舵を切る。特にAIの及ぼす影響について、オックスフォード大学のオズボーン氏らによる、アメリカの雇用者の約半分は今後10～20年程度でAIやコンピュータにより仕事が代替されるリスクが高いとする研究 (Osborne & Frey, 2013) が有名である。また、AIの発達によって、いま存在する仕事がAIに代替されている可能性も高い。

こうしたことに対応すべく、今回の大学入試改革が企図された。その中で文部科学省は大きく三つの能力の育成を掲げている。一つ目に、思考の基礎となる知識・技能。二つ目に、それらの知識・技能を有効に活用するための思考力・判断力・表現力。三つ目に、異なる文化の人と関わるときに欠かせない、主体性・多様性・協働性。これらの能力を育てていくためには、入試の在り方、特に知識・技能が本流となってしまう大学入試を変える必要がある。そこで、後者2つの能力の評価を強化するために、「高等学校基礎学力テスト」、「大学入学希望者学力評価テスト」、「個別入学者選抜入試」の三大テストの導入を中心とした大学入試改革が行われる。

こうした変化の中で、現場の教員や子供を持つ家庭の教育方法も変えていく必要がある。しかし、具体的な大学入試改革の目的や実際に何が行われるかということを知らない人は多い。現にインターエデュ・ドットコムによると、内容をよく知っていると言った人は全体の11%に止まるという調査結果が出ている。また一部の学校では既にアクティブラーニングをはじめとした先進的な取り組みがなされているが、その数は今なお少ない。このような中で大学入試改革が行われても、教育者や学生が改革の全貌を把握できず、うまく対応できないままになってしまうだろう。

当団体ではこれを解消すべく、大学入試改革の概要と改革への対応策を提示する教育フォーラムを、教育の中心・東京大学の五月祭において開催する。これを通し、教員・学生・保護

者らが大学入試改革に向けて具体的な一歩を踏み出す手助けをすることが、本フォーラムの目的である。

(この欄における「法」とは「特定非営利活動促進法」を指すものとする)

## 特定非営利活動法人 日本教育再興連盟 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本教育再興連盟という。

2. この法人の英文名は、NPO Renaissance Of Japanese Education とし、略称を ROJE とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2. この法人は、前項のほか、従たる事務所を京都府京都市中京区に置く。

### 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもや保護者、教師、そのほかの教育関係者に対し、子どもの生活習慣の改善、教育実践力の向上、教育優良事例の発掘・発表などを行い、子どもの豊かな成長に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 情報化社会の発掘を図る活動
- (5) 科学技術の振興を図る活動
- (6) 職業能力の開発を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するための次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に関わる事業

1. 教育活動を支援する事業。
  - ① 優良な教育活動を発掘・紹介・奨励する事業。
  - ② 教育現場評価を支援する事業。
  - ③ 教育活動を指導・助言する事業。
  - ④ 教育に資するカリキュラム・方法・教材を作成・普及・提案・推奨する事業。
2. 教育活動の実践者・支援者を連携する事業。
3. 教育活動を担う人材を育成・支援する事業。
4. 教育に資する調査・研究事業。
5. 教育に資する情報を提供・普及する事業。
6. 生活改善を支援する事業。
7. この法人の活動および関連する情報を広報する事業。
8. その他、上記1～7の目的達成の為に必要な事業。

(2) その他の事業

1. その他の事業に関しては、理事会にて別に定める。
2. 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動推進法上の社員とする。

(1) 正会員

- ① 正会員（個人） この法人の目的に賛同して入会した個人。
- ② 正会員（団体） この法人の目的に賛同して入会した団体。

(2) 正会員以外の会員

- ① 賛助会員 この法人の目的に賛同し、経済的・人的・物的支援を行う個人または団体。
- ② 学生会員 この法人の定める学生事務局に在籍し、この法人の目的に賛同し、法人の活動に参画、協力する個人。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 正会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
3. 代表理事は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
4. 代表理事は第2項の者の入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面または電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。
5. 正会員以外の会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会方法により、理事会または事務局長に申し込むものとする。
6. 理事会または事務局長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
7. 理事会または事務局長は第5項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面または電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のひとつに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、1年以上納入しないとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事会が別に定める退会手続きをして、任意に退会することができる。

2. 理事会が別に定める、更新手続きをふまない者は退会とみなす。

(除名)

第11条 会員が次の各号のひとつに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) ①この定款に違反したとき  
②この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (2) 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない

(抛出金の不返還)



第12条 すでに納入した入会金、会費およびその他の拠出金は、返還しない。

#### 第4章 役員および職員

(種別および定数)

##### 第13条

- (1) この法人に、次の役員を置く。
  - ① 理事 3名以上20名以内
  - ② 監事 1名以上
- (2) 理事のうち1名を会長理事、2名を代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

2. 会長理事、代表理事は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 会長理事は、この法人の儀礼上の代表とし、理事としての職務を行う

2. 代表理事は、この法人の法律上の代表とし、業務を総理する。
3. 2名の代表理事は、お互いに相談し業務にあたる。
4. 理事は理事会を構成し、この定款の定めおよび総会または理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行する。
5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. (1) 補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- (2) 役員が存在しない期間が生じた場合、後任者選任まで、前任者は就任または任期満了後においても応急的に業務執行義務を負う。
3. 役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。なお、この規定を根拠に2年を超えて役員任期を伸張することはできない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他職員を置く。

2. 職員は、代表理事が任免する。
3. 事務局長は理事会の議決を経て、代表理事が任免する。

## 第5章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会および理事会の2種とする。

2. 総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および収支予算ならびにその変更
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) 役員を選任または解任、職務および報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ）。その他新たな義務の負担および権利の放棄。
- (8) 事務局の組織および運営。
- (9) その他運営に関する重要事項。

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により召集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて召集するとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号を除き、代表理事が招集する。

- (2) 代表理事は、第24条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- (3) 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号および第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
  - (2) 正会員総数および出席者数（書面表決若しくは電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること）。
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2名以上が、署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会はこの定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

2. 代表理事が必要と認めたとき。
3. 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面または電磁的方法により招集の請求があったとき。
4. 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第2号および第3号の規定による請求があった場合にはその日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法により開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所。
  - (2) 理事総数、出席者および出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)。
  - (3) 審議事項。
  - (4) 議事の経過の概要および議決の結果。
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産および会計

(構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に関わる事業に関する資産、およびその他の事業に関する2種とする。

(管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特別非営利活動に係わる事業に関する会計およびその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画および予算)

第44条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予備超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支決算書など決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨時の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散および合併

### (定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所および従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

### (解散)

第52条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠乏
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証取消し
2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (清算人の選任)

第53条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合の解散を除く。

### (残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、この法人の類似の目的の他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

### (合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。



## 第8章 公告の方法

### (公告の方法)

第56条 この法人の公告は、法人の掲示場に掲示するとともに、官報やインターネットホームページなどに掲載して行う。

## 第9章 事務局

### (事務局の設置)

#### 第57条

- (1) この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- (2) 事務局には、事務局長および必要な職員を置く。

### (組織および運営)

第58条 事務局の組織および運営に関し、必要な事項は、議会の議決を経て、代表理事が決める。

## 第10章 雑則

### (細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

### 付則

1. この定款は、この法人の設立の日から施行とする。
2. この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

会長理事	鈴木寛
代表理事	陰山英男
代表理事	吉山勇樹
理事	深澤久
理事	安威誠
監事	横山駿也

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらずこの法人の設立の日から20年3月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定に関わらず、この法人の設立の日から19年3月31日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第49条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6. この法人の設立当初は第8条の規定にかかわらず、会費(1口)は次に掲げる額とする。  
19年度以降における入会金は、法人100,000円、個人30,000円とする。会費に関しては下記の規定を設ける。
  - (1) 正会員(個人) 30,000円  
正会員(法人) 100,000円
  - (2) 賛助会員(個人・一般) 5,000円  
賛助会員(個人・大学・大学院生) 1,000円  
賛助会員(個人・高校生) 500円平成27年度以降における入会金および会費(1口)は理事会にて別に定める。

## ROJE 団体概要

文責：毎田優

### 団体概要

団体概要として以下の3項目を列挙致します。ご確認ください。

1. 団体概要
2. 役員及び発起人
3. 団体の活動概要と沿革

#### 1. 【団体概要】

当団体は、特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された特定非営利活動法人です。2007年、法人認証を受け、現在に至ります。団体の概要は下記のとおり。

団体名称：特定非営利活動法人日本教育再興連盟  
通常表記：NPO 法人 日本教育再興連盟、日本教育再興連盟  
英文表記：Renaissance Of Japanese Education

団体設立：2005年10月

法人認証：2007年02月05日(内閣府所轄)

活動目的：子どもや保護者、教師、そのほか教育関係者に対し、  
子どもの生活習慣の改善、教育実践力の向上、  
優良教育実践の発掘・発表などを行い、  
子どもの豊かな成長に寄与する。

所在地：東京都千代田区神田小川町3-22 タイメイビル3-A号室

Web ページ：<http://www.kyouikusaikou.jp/>

#### 2. 【役員及び発起人】

会長理事：河村建夫

代表理事：鈴木寛

代表理事：陰山英男

理事：安威誠

理事：横山英行

理事：金子文夫

理事：中村宏隆

理事：小西範明  
理事：住吉翔太  
理事：中野裕  
監事：小林実由貴  
監事：菅野祐太

以下、当団体の発起人について列挙いたします。

金子郁容：慶應義塾大学院教授  
野口芳宏：日本教育技術学会理事・名誉会長  
深澤久：群馬県小学校教諭  
北城 恪太郎：日本IBM相談役  
古田敦也：元ヤクルトスワローズプレイングマネージャー  
岡田武史：元サッカー日本代表監督  
林 真理子：作家  
和田秀樹：精神科医、国際医療福祉大学教授  
北川正恭：元三重県知事  
上條晴夫：東北福祉大学准教授・授業づくりネットワーク理事長  
服部幸應：学校法人服部学園理事長 服部栄養専門学校校長  
川島隆太：東北大学教授  
藤原和博：大阪府知事特別顧問・元杉並区立和田中学校長  
小島貴子：東洋大学理工学部准教授・コオプ教育コーディネーター  
山田宏：元杉並区長  
石田芳弘：元犬山市長  
吉山勇樹：(株)ハイブリッドコンサルティング代表  
白井克彦：早稲田大学名誉総長  
佐藤大吾：NPO 法人ドットジェイピー理事長  
船橋力：(株)ウィルシード代表取締役社長  
長田百合子：塾教育学院メンタルケア部門代表  
中竹竜二：元早稲田大学ラグビー部監督・日本ラグビー協会コーチングディレクター

義家弘介：衆議院議員  
櫻井よしこ：ジャーナリスト  
小畑力人：和歌山大学副学長  
玉置 崇：小牧市立光ヶ丘中学校校長  
高橋良祐：港区教育委員会教育長  
土居征夫：城西大学特任教授

### 3. 【団体の活動概要と沿革】

-活動概要-

当団体は、【学生事務局】【社会人事務局】【教員事務局】の三事務局体制で活動しております。各事務局の活動概要は下記のとおり。

【学生事務局】（所在地：東京都、京都府、九州）（人員数：約200人）

①東京都・神奈川県・京都府内の小中学校・児童館への学生ボランティア派遣事業。

（コーディネートおよびボランティア研修、啓発活動等）

提携校は小学校17校（うち都下16校、神奈川県下1校）、

中学校2校（都下）。

②大学祭などのイベントにおける啓発事業。

（東京大学、早稲田大学を中心に開催。五月祭は本年度で7度目）

③全国にある教育実践の共有・研鑽を目指したウェブサイトの運営。

（みんなでつくる教育ウェブ事典EDUPEDIA Webページ：<http://edupedia.jp/>）

【社会人事務局】（人員数：18人）

他事務局と連携して「教育夏まつり」を開催。

【教員事務局】（人員数：30人）

教員を対象としたセミナー、研修会等の実施運営。

-沿革-

・2016年8月

東京都にて、福島県南相馬市教育委員会及び飯館村教育委員会と共に「つぼみプロジェクト」を開催

・2016年5月15日

東京大学学園祭にて、「教育フォーラム2016」を開催。

・2015年11月22日

京都大学学園祭にて「関西教育フォーラム2015」を開催。

・2015年8月19日、20日、21日

東京都にて、福島県飯館村教育委員会とともに「つぼみプロジェクト」を開催。

・2015年5月15日

東京大学学園祭にて「教育フォーラム2015」を開催。

・2014年11月23日

京都大学学園祭にて「関西教育フォーラム2014」を開催。

・2014年8月19日、20日、21日

東京都にて、福島県飯館村教育委員会とともに「つぼみプロジェクト」を開催。

・2014年5月17日

東京大学五月祭にて「教育フォーラム2014」を開催。

・2013年11月23日

京都大学学園祭にて「関西教育フォーラム2013」を開催。

- ・ 2013年8月23、24日(土)  
二本松市市民会館、二本松文化センター、二本松市内の小中学校にて「教育夏まつり 2013in 福島・二本松」を開催。
- ・ 2013年5月19日  
東京大学五月祭にて「教育フォーラム 2013」を開催。
- ・ 2012年8月20日  
東京大学にて「東京スタディツアー2012」を開催
- ・ 2012年5月20日  
東京大学五月祭にて「教育フォーラム 2012」を開催。
- ・ 2011年8月20日  
宮城県石巻市立飯野川中学校にて「第6回教育夏まつり」を開催。
- ・ 2011年5月28日  
東京大学五月祭にて「教育フォーラム 2011」を開催。
- ・ 2010年8月7日  
横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校にて「第5回教育夏まつり」を開催。
- ・ 2010年5月29日  
東京大学五月祭にて「教育フォーラム 2010」を開催。
- ・ 2009年8月9日  
横浜市立立野小学校にて「第4回教育夏まつり」を開催。
- ・ 2009年5月30日  
東京大学五月祭にて「教育フォーラム 2009」を開催。
- ・ 2009年1月31日  
東京都江戸川区にて「第2回 ウィンターセミナー 2009」を開催。
- ・ 2008年11月2日  
早稲田大学早稲田祭にて「それでいいのか?大学生!」を開催。
- ・ 2008年8月9日  
横浜市立白幡小学校にて「第3回教育夏まつり」開催。
- ・ 2008年5月24日  
東京大学五月祭にて「教育フォーラム 2008」開催。
- ・ 2008年1月12日  
東京都江戸川区にて「第1回 ウィンターセミナー 2008」開催。
- ・ 2007年12月23日  
京都府京都市にて「第2回 学力向上セミナー」開催。
- ・ 2007年11月4日  
早稲田大学早稲田祭にて「プロフェッショナルトーク 2007」開催。
- ・ 2007年9月17日  
京都府京都市にて「第1回 学力向上セミナー」開催。
- ・ 2007年8月5日  
港区立港南中学校にて「教育夏まつり 2007」開催。

- ・ 2007年5月26日  
東京大学五月祭にて「教育フォーラム2007」開催。
- ・ 2006年11月25日  
アジア太平洋インポートマートにて「第2回 学校教育再興フォーラム 福岡大会」開催。
- ・ 2006年11月4日  
早稲田大学早稲田祭にて「プロフェッショナルトーク 社会ではばたく5つのヒント」開催。
- ・ 2006年8月19日  
高崎市文化会館にて「第1回 学校教育再興フォーラム 群馬大会」開催。
- ・ 2006年8月6日  
港区立御成門中学校にて「教育夏まつり2006」開催。
- ・ 2006年5月27日  
東京大学五月祭にて「教育フォーラム2006」開催。
- ・ 2006年4月12日  
町田市民ホールにて「教育フォーラム 親子の絆で学力向上」を町田青年会議所と共催。
- ・ 2006年1月5日  
参議院会館にてNPO発起総会の開催（鈴木氏、陰山氏はじめ全国から有志の教職員が集う）
- ・ 2006年11月  
発起人の呼びかけ、NPOの理念に賛同し参画するものへの呼びかけ
- ・ 2005年10月  
虎ノ門パストラルにてNPOの発起講演会を開催  
（鈴木寛氏、陰山英男氏、金子郁容氏、野口芳弘氏、深澤久氏）

以上